

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月19日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀DC日本債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

大和住銀DC日本債券ファンド
(以下、「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額^{*}とします。

^{*}基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成26年2月20日から平成27年2月19日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	年12回 (毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

イ．年金日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測（デュレーション・コントロール）等を重視したアクティブ運用により、信託財産の長期的な成長を目指します。

ロ．NOMURA - B P I 総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している債券指数で、野村證券株式会社の知的財産です。当該指数に関する一切の知的財産権とその他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社が当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

デュレーション、残存期間別構成の決定

マクロ分析等に基づき、金利およびイールドカーブの予測を行い、デュレーションおよび残存期間別構成比率を決定します。

債券の種類別比率の決定

債券種別による収益予測（スプレッド予測）と社内のクレジット調査部によるクレジット分析等に基づいて、債券種別構成比の決定をします。

銘柄選択

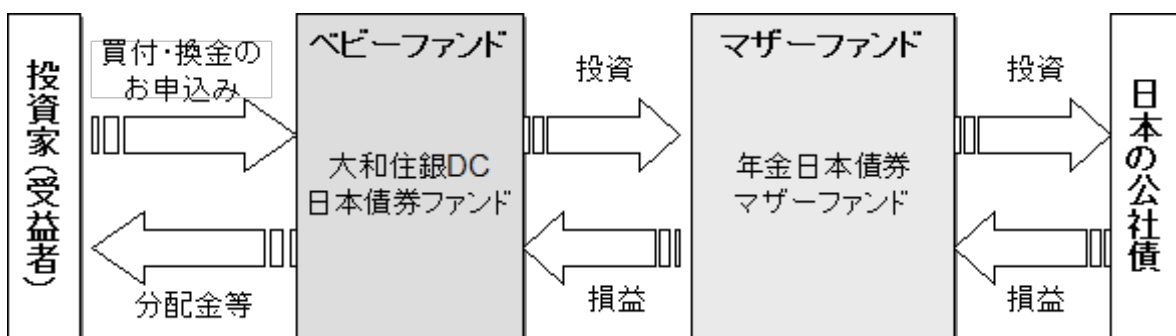
個別銘柄の割安・割高分析により、割安な銘柄を選択します。

リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組入銘柄の信用リスクをチェックします。

ハ．運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（大和住銀DC日本債券ファンド）とし、その資金をマザーファンド（年金日本債券マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



信託金の限度額

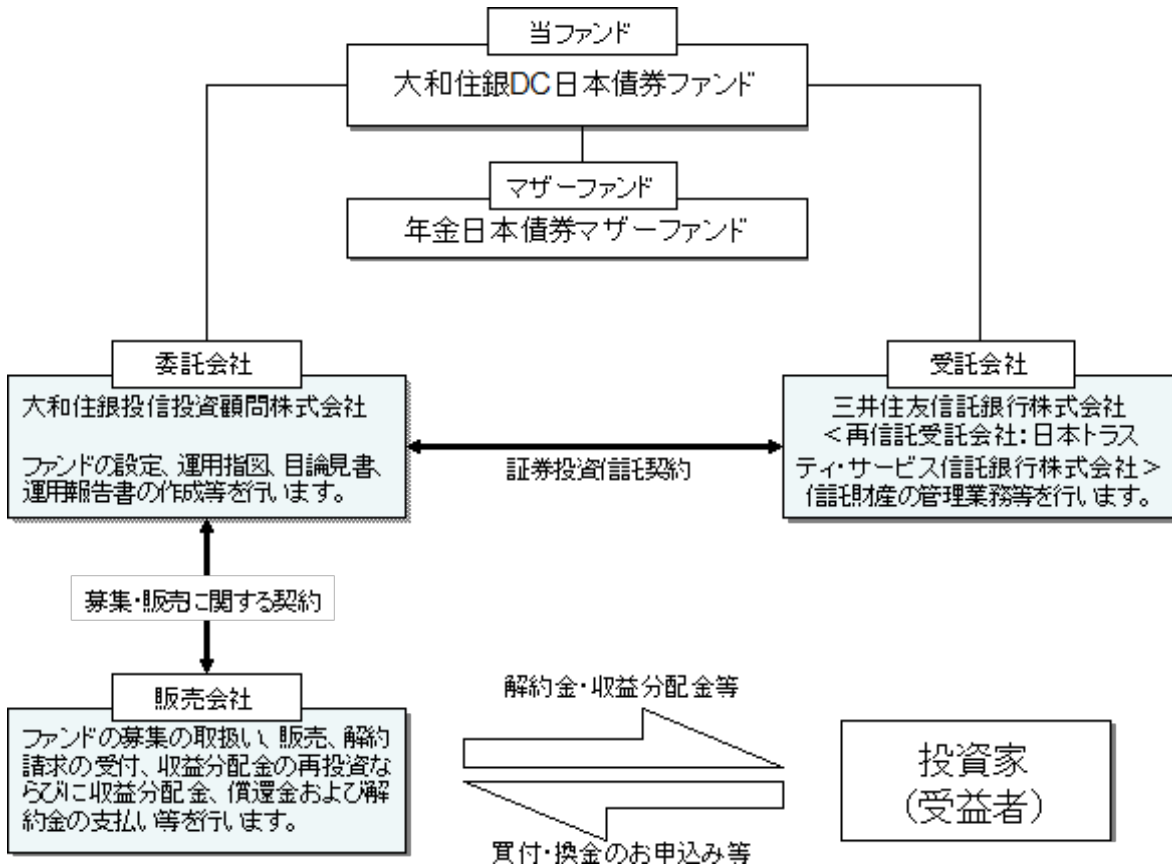
信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年 9月21日 信託契約締結
 平成13年 9月21日 当ファンドの設定・運用開始
 平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

なお、投資対象である年金日本債券マザーファンドは平成13年 5月28日に設定され、運用が開始されています。

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況（平成25年12月末現在）

- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革
 - 昭和48年 6月 1日 大和投資顧問株式会社設立
 - 平成11年 2月18日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 平成11年 4月 1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・ コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーラン ド州ボルチモア イースト プ ラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

年金日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

NOMURA - B P I 総合をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 8. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 9. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 12. 証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 13. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 15. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、9の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち9の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

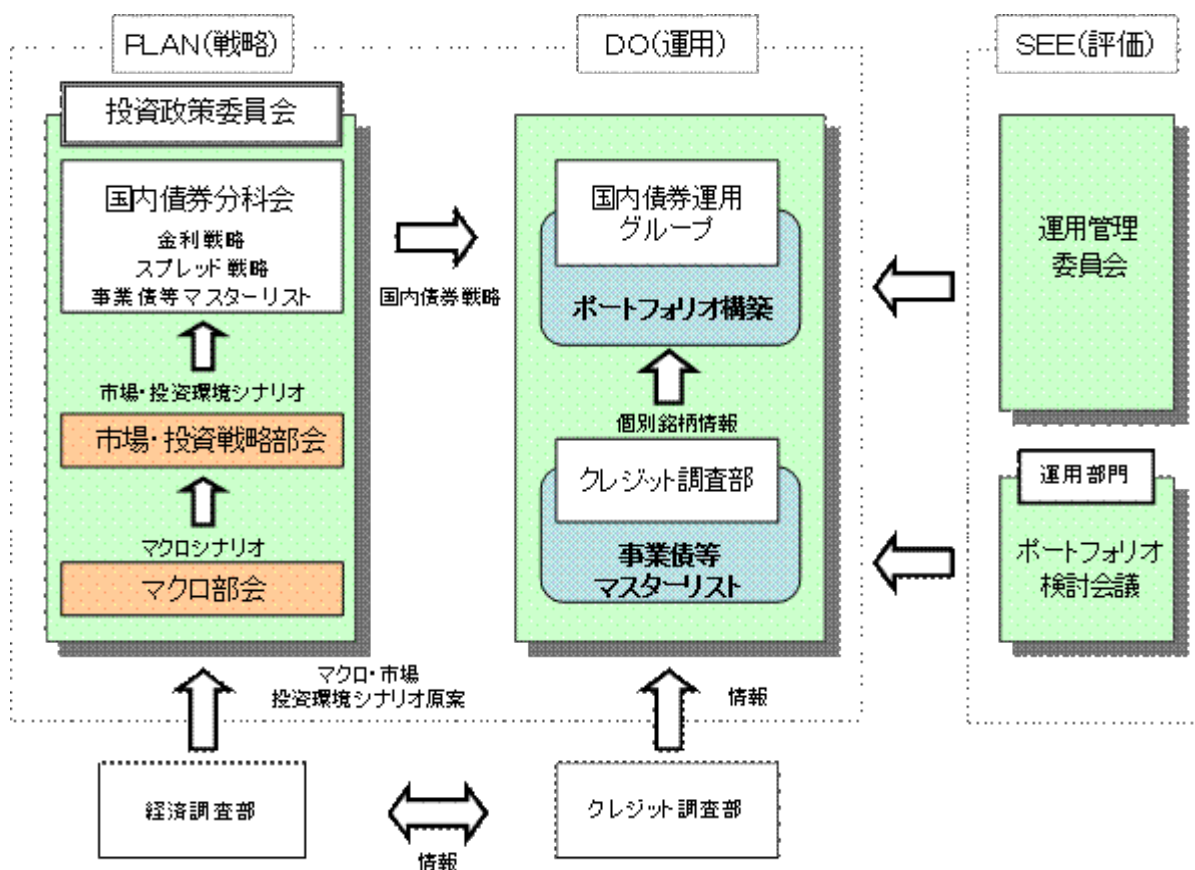
その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】



- * 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成25年12月末現在で約100名です。
- * 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- * 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- * 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全

額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

八．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

八．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式(転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、以下同じ。)の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

八．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ホ．先物取引等の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ．スワップ取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト．金利先渡取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

チ．同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

カ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヨ．受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および上記(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1) 運用の基本方針

当ファンドは、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．NOMURA - BPI 総合をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

八．金銭債権

二．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）

5．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

7．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

8．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

9．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券

10．コマーシャル・ペーパー

11．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

12．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 15. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、9の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち9の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに

属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3) ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、NOMURA - B P I 総合をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

(4) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(5) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(6) 法令・税制・会計等の変更可能性について

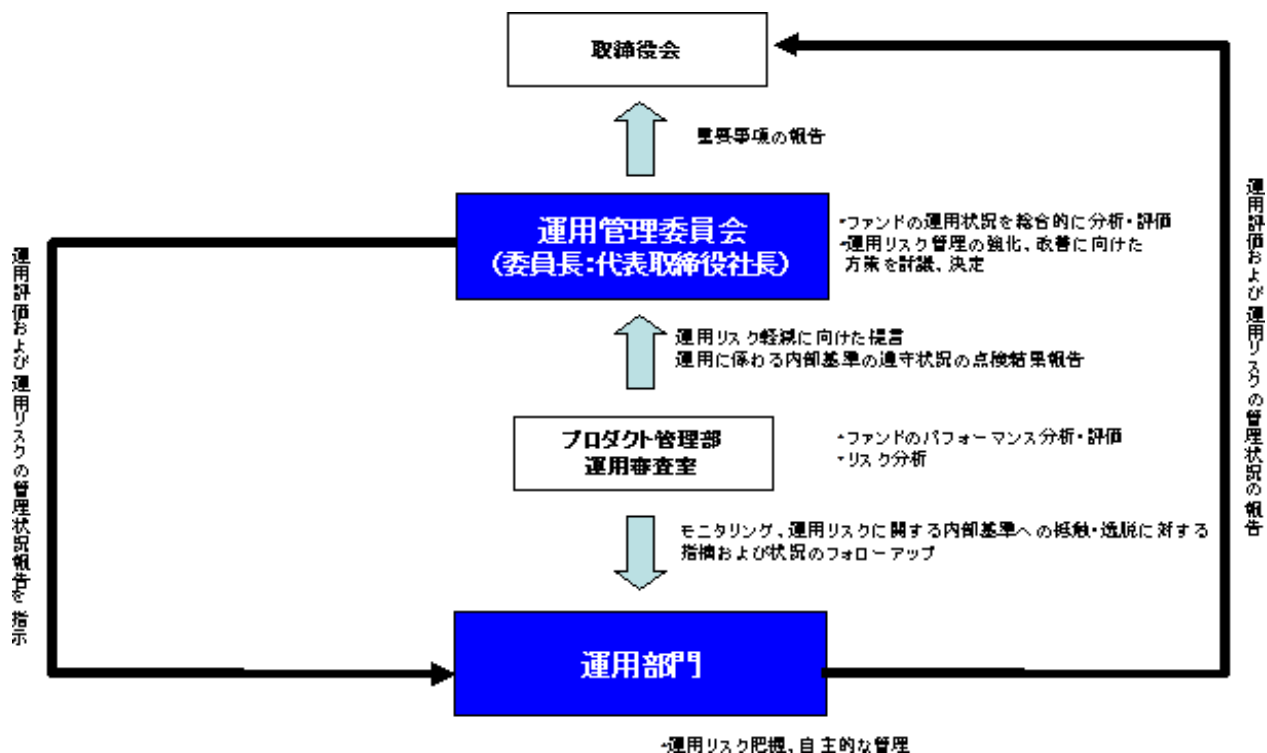
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクの管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (24名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (18名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (4名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
プロダクト管理部 (12名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室 (5名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (19名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.588%^{*}（税抜0.56%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社との配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.27%（税抜）	年率0.25%（税抜）	年率0.04%（税抜）

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.6048%となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00735%^{*}（税抜0.0070%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.00756%となります。

信託財産留保額はありませぬ。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われませぬ。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりませぬ。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されませぬ。

上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されませぬ。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されませぬ。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されませぬ。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありませぬ。

(参考)

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されませぬ。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照）。

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年12月末現在)

大和住銀DC日本債券ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 (年金日本債券マザーファンド)	日本	219,201,982	100.56%
純資産総額		217,979,486	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>
(平成25年12月末現在)
年金日本債券マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	8,166,263,500	56.77%
地方債証券	日本	109,215,600	0.76%
特殊債券	日本	99,985,400	0.70%
社債券	日本	5,907,347,700	41.06%
純資産総額		14,386,007,276	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年12月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

大和住銀DC日本債券ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	195,751,011	1.1228 219,793,322	1.1198 219,201,982	- -	100.56%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

年金日本債券マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	317 10年国債 日本	国債証券 -	900,000,000	104.19 937,797,700	104.06 936,567,000	1.1000 2021/09/20	6.51%
2	129 20年国債 日本	国債証券 -	850,000,000	105.84 899,694,500	106.58 905,930,000	1.8000 2031/06/20	6.30%
3	145 20年国債 日本	国債証券 -	850,000,000	100.98 858,392,000	102.54 871,658,000	1.7000 2033/06/20	6.06%
4	312 10年国債 日本	国債証券 -	750,000,000	105.63 792,299,000	105.01 787,642,500	1.2000 2020/12/20	5.48%
5	329 10年国債 日本	国債証券 -	750,000,000	100.75 755,666,000	100.88 756,645,000	0.8000 2023/06/20	5.26%
6	93 20年国債 日本	国債証券 -	600,000,000	112.81 676,907,000	112.90 677,454,000	2.0000 2027/03/20	4.71%
7	314 10年国債 日本	国債証券 -	550,000,000	104.80 576,404,500	104.16 572,924,000	1.1000 2021/03/20	3.98%
8	122 20年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	104.82 524,132,500	107.45 537,250,000	1.8000 2030/09/20	3.73%
9	136 20年国債 日本	国債証券 -	500,000,000	98.78 493,910,000	102.45 512,270,000	1.6000 2032/03/20	3.56%
10	316 10年国債 日本	国債証券 -	450,000,000	102.63 461,871,000	104.12 468,549,000	1.1000 2021/06/20	3.26%
11	106 5年国債 日本	国債証券 -	400,000,000	100.17 400,689,500	100.12 400,512,000	0.2000 2017/09/20	2.78%
12	13 30年国債 日本	国債証券 -	300,000,000	103.58 310,744,800	107.10 321,306,000	2.0000 2033/12/20	2.23%
13	120 20年国債 日本	国債証券 -	300,000,000	101.08 303,248,000	104.77 314,325,000	1.6000 2030/06/20	2.18%
14	5 東日本旅客鉄道 日本	社債券 -	200,000,000	110.73 221,468,000	109.70 219,406,200	3.3000 2017/02/25	1.53%
15	2-1 財政マスター特定 日本	社債券 -	200,000,000	107.21 214,437,200	105.87 211,741,400	1.9800 2018/06/20	1.47%
16	4 ほくほくファイナンFR 日本	社債券 -	200,000,000	102.57 205,158,000	103.21 206,438,000	1.5000 2021/12/28	1.43%
17	32 川崎重工業 日本	社債券 -	200,000,000	102.42 204,842,000	102.60 205,205,000	1.0620 2017/06/21	1.43%
18	5 ドン・キホーテ 日本	社債券 -	200,000,000	102.16 204,320,200	102.50 205,019,000	1.5700 2016/03/11	1.43%
19	2 東日本BK劣後FR 日本	社債券 -	200,000,000	101.42 202,848,000	101.91 203,826,000	2.1100 2021/12/13	1.42%
20	150 オリックス 日本	社債券 -	200,000,000	102.26 204,520,000	101.76 203,530,800	1.0300 2016/06/15	1.41%
21	77 三菱商事 日本	社債券 -	200,000,000	100.82 201,654,000	100.93 201,873,400	0.5600 2016/12/26	1.40%
22	486 関西電力 日本	社債券 -	200,000,000	99.38 198,761,000	100.82 201,649,200	0.8210 2017/07/25	1.40%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
23	103 三菱地所 日本	社債券 -	200,000,000	100.40 200,804,000	100.73 201,461,200	0.4590 2016/12/22	1.40%
24	417 九州電力 日本	社債券 -	200,000,000	99.41 198,834,000	100.64 201,297,200	0.6410 2017/08/25	1.40%
25	3 森精機製作所 日本	社債券 -	200,000,000	100.00 200,000,000	100.35 200,706,600	0.5150 2017/06/13	1.40%
26	2あいおいニッセイ 日本	社債券 -	200,000,000	100.59 201,184,000	100.33 200,670,000	1.2700 2022/09/27	1.39%
27	12 トヨタ自動車 日本	社債券 -	200,000,000	100.28 200,564,000	100.25 200,509,000	0.3170 2017/09/20	1.39%
28	2 兵庫県公債30年 日本	地方債証券 -	100,000,000	114.83 114,839,000	109.21 109,215,600	2.3600 2040/03/19	0.76%
29	2 サンケイビル 日本	社債券 -	100,000,000	106.59 106,597,000	106.02 106,028,100	2.0300 2017/09/26	0.74%
30	36 住友化学 日本	社債券 -	100,000,000	105.34 105,344,000	105.10 105,105,800	1.9500 2017/02/27	0.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀DC日本債券ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.56%
合計	100.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

年金日本債券マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	56.77%
社債券	41.06%
地方債証券	0.76%
特殊債券	0.70%
合計	99.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

大和住銀DC日本債券ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

（平成25年12月末現在）

大和住銀DC日本債券ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成25年12月末現在）

大和住銀DC日本債券ファンド

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

大和住銀DC日本債券ファンド

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間末 （平成16年11月19日）	5	-	1.0713	-
第4計算期間末 （平成17年11月21日）	61	-	1.0810	-
第5計算期間末 （平成18年11月20日）	75	-	1.0795	-
第6計算期間末 （平成19年11月19日）	79	-	1.0908	-
第7計算期間末 （平成20年11月19日）	87	-	0.9290	-
第8計算期間末 （平成21年11月19日）	111	-	0.9439	-

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9計算期間末 （平成22年11月19日）	139	-	0.9825	-
第10計算期間末 （平成23年11月21日）	169	-	1.0064	-
第11計算期間末 （平成24年11月19日）	191	-	1.0229	-
平成25年1月末日	194	-	1.0240	-
平成25年2月末日	195	-	1.0320	-
平成25年3月末日	202	-	1.0438	-
平成25年4月末日	201	-	1.0377	-
平成25年5月末日	201	-	1.0252	-
平成25年6月末日	207	-	1.0257	-
平成25年7月末日	209	-	1.0286	-
平成25年8月末日	212	-	1.0332	-
平成25年9月末日	212	-	1.0384	-
平成25年10月末日	215	-	1.0448	-
第12計算期間末 （平成25年11月19日）	216	-	1.0445	-
平成25年11月末日	219	-	1.0466	-
平成25年12月末日	217	-	1.0410	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

大和住銀DC日本債券ファンド

該当事項はありません。

【収益率の推移】

大和住銀DC日本債券ファンド

期間	収益率
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	2.8%
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	0.9%
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	0.1%
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	1.0%
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	14.8%
第8期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	1.6%
第9期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	4.1%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	2.4%
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	1.6%
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	2.1%

（注）収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

（4）【設定及び解約の実績】

大和住銀DC日本債券ファンド

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	2,997,311	489,841
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	59,304,626	7,979,336
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	21,629,613	8,435,471
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	40,832,591	37,924,990
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	26,017,836	4,291,016
第8期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	30,278,170	7,156,162
第9期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	33,338,206	9,233,720
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	44,497,457	18,189,000
第11期（平成23年11月22日～平成24年11月19日）	45,347,336	26,636,990
第12期（平成24年11月20日～平成25年11月19日）	61,302,081	41,268,590

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

2013年12月30日現在

《基準価額・純資産の推移》（2003年12月30日～2013年12月30日）



* 基準価額（信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算）は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

《分配の推移》

2013年11月	0円
2012年11月	0円
2011年11月	0円
2010年11月	0円
2009年11月	0円
設定来累計	0円

* 分配金は1万口当たり、税引前

《主要な資産の状況》

投資銘柄	投資比率
年金日本債券マザーファンド	100.6%

■ 参考情報

年金日本債券マザーファンド
上位10銘柄

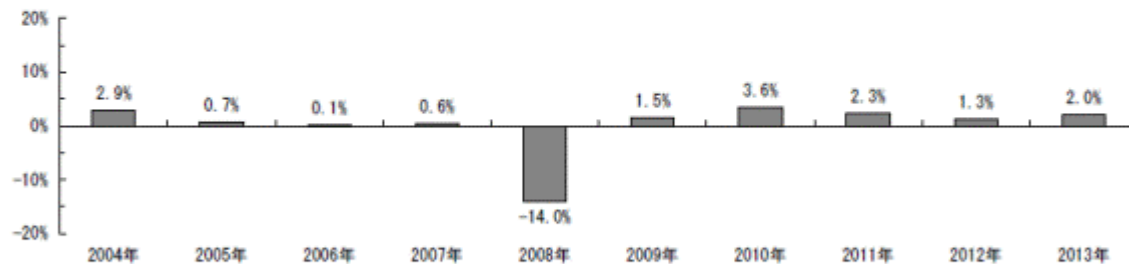
	投資銘柄	種別	投資比率
1	317 10年国債	国債証券	6.5%
2	129 20年国債	国債証券	6.3%
3	145 20年国債	国債証券	6.1%
4	312 10年国債	国債証券	5.5%
5	329 10年国債	国債証券	5.3%
6	93 20年国債	国債証券	4.7%
7	314 10年国債	国債証券	4.0%
8	122 20年国債	国債証券	3.7%
9	136 20年国債	国債証券	3.6%
10	316 10年国債	国債証券	3.3%

* 投資比率は全て純資産総額対比

債券種別構成

種別	投資比率
国債証券	56.8%
社債券	41.1%
地方債証券	0.8%
特殊債券	0.7%

《年間収益率の推移》



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

- ・ ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。
- (3) 申込価額は、取得申込受付日の基準価額（当初1口＝1円）とします。申込手数料はありません。当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (4) お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。
- (5) 販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (6) 確定拠出年金、またはこれに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

受益者は、委託会社に1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求することができます。解約価額は、当該請求受付日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
公社債等	<p>原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) ・価格情報会社の提供する価額 <p>残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。</p>

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：(電話番号) 0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(平成13年9月21日)から、無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます(後記「(5)その他 信託契約の解約」をご参照ください。)

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が5億円を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
- ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．およびロ．の信託契約の解約をしません。
- ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後の1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分

配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

大和住銀DC日本債券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 平成24年11月19日現在	第12期 平成25年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	191,715,092	216,771,728
未収入金	-	122,385
流動資産合計	191,715,092	216,894,113
資産合計	191,715,092	216,894,113
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,886	242,828
未払受託者報酬	40,236	44,384
未払委託者報酬	523,611	577,586
その他未払費用	13,216	14,749
流動負債合計	643,949	879,547
負債合計	643,949	879,547
純資産の部		
元本等		
元本	186,784,685	206,818,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,286,458	9,196,390
（分配準備積立金）	1,820,623	5,558,441
元本等合計	191,071,143	216,014,566
純資産合計	191,071,143	216,014,566
負債純資産合計	191,715,092	216,894,113

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期		第12期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
営業収益				
有価証券売買等損益		4,080,177		5,530,275
営業収益合計		4,080,177		5,530,275
営業費用				
受託者報酬		76,543		85,303
委託者報酬		996,214		1,110,130
その他費用		13,216		14,749
営業費用合計		1,085,973		1,210,182
営業利益又は営業損失（ ）		2,994,204		4,320,093
経常利益又は経常損失（ ）		2,994,204		4,320,093
当期純利益又は当期純損失（ ）		2,994,204		4,320,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		216,162		240,161
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,081,433		4,286,458
剰余金増加額又は欠損金減少額		617,616		1,803,622
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		617,616		1,803,622
剰余金減少額又は欠損金増加額		190,633		973,622
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		190,633		973,622
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,286,458		9,196,390

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第12期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期	第12期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 元本状況		
期首元本額	168,074,339円	186,784,685円
期中追加設定元本額	45,347,336円	61,302,081円
期中一部解約元本額	26,636,990円	41,268,590円
2. 受益権の総数	186,784,685口	206,818,176口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第11期	第12期
	自 平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期
	平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第11期（平成24年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,775,864
合計	3,775,864

第12期（平成25年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,160,314
合計	5,160,314

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（平成24年11月19日現在）

該当事項はありません。

第12期（平成25年11月19日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期（自平成24年11月20日 至 平成25年11月19日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第11期 平成24年11月19日現在	第12期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.0229円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,229円）」	1口当たり純資産額 1.0445円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,445円）」

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	年金日本債券マザーファンド	193,063,527	216,771,728	
	合計	1銘柄	193,063,527	216,771,728	

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「年金日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

年金日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成24年11月19日現在 金額(円)	平成25年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	126,519,775	160,085,311
国債証券	8,036,713,200	8,457,387,500
地方債証券	-	110,437,300
特殊債券	422,803,145	100,027,300
社債券	4,859,326,500	5,700,142,300
未収利息	44,895,023	40,241,523
前払金	840,000	-
前払費用	2,350,625	9,649,376
差入委託証拠金	2,340,000	-
流動資産合計	13,495,788,268	14,577,970,610
資産合計	13,495,788,268	14,577,970,610
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	368,820	-
未払解約金	855,951	1,584,534
流動負債合計	1,224,771	1,584,534
負債合計	1,224,771	1,584,534
純資産の部		
元本等		
元本	12,343,980,147	12,981,774,091
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,150,583,350	1,594,611,985
元本等合計	13,494,563,497	14,576,386,076
純資産合計	13,494,563,497	14,576,386,076
負債純資産合計	13,495,788,268	14,577,970,610

[次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	13,244,978,729円	12,343,980,147円
期中追加設定元本額	2,741,206,263円	4,514,159,383円
期中一部解約元本額	3,642,204,845円	3,876,365,439円
元本の内訳		
大和住銀DC日本債券ファンド	175,370,557円	193,063,527円
大和住銀DC年金設計ファンド30	1,131,587,915円	1,404,319,187円
大和住銀DC年金設計ファンド50	1,383,240,648円	1,583,404,591円
大和住銀DC年金設計ファンド70	553,182,615円	755,733,222円
大和住銀年金専用日本債券F-1（適格機関投資家限定）	7,313,130,172円	7,151,987,852円
大和住銀日本債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	1,356,704,939円	1,387,115,369円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	19,820,104円	24,729,616円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	26,466,027円	31,479,084円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	4,549,542円	6,364,231円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	309,526,521円	403,397,092円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	70,401,107円	40,180,320円
合計	12,343,980,147円	12,981,774,091円
2. 受益権の総数	12,343,980,147口	12,981,774,091口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成24年11月19日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	94,182,260
特殊債券	2,269,200
社債券	17,738,800
合計	114,190,260

「計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成24年1月28日から平成24年11月19日まで）を指しております。

(平成25年11月19日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	132,238,000
地方債証券	4,401,700
特殊債券	27,300
社債券	8,985,900
合計	136,849,500

「計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年1月29日から平成25年11月19日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	種類	平成24年11月19日現在			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建 長期国債先物	867,351,180	-	867,720,000	368,820
	合計	-	-	867,720,000	368,820

(注)時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

(平成25年11月19日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年11月20日 至 平成25年11月19日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.0932円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,932円)」	1口当たり純資産額 1.1228円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,228円)」

(3) 附属明細表
有価証券明細表
<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	332 2年国債	200,000,000	200,036,000	
	国債証券	106 5年国債	500,000,000	500,760,000	
	国債証券	110 5年国債	300,000,000	301,545,000	
	国債証券	312 10年国債	750,000,000	793,215,000	
	国債証券	316 10年国債	450,000,000	472,644,000	
	国債証券	317 10年国債	900,000,000	944,955,000	
	国債証券	320 10年国債	400,000,000	416,660,000	
	国債証券	329 10年国債	750,000,000	763,927,500	
	国債証券	13 30年国債	300,000,000	324,396,000	
	国債証券	93 20年国債	600,000,000	683,412,000	
	国債証券	120 20年国債	300,000,000	316,155,000	
	国債証券	122 20年国債	500,000,000	540,490,000	
	国債証券	129 20年国債	850,000,000	910,154,500	
	国債証券	136 20年国債	500,000,000	514,580,000	
	国債証券	145 20年国債	750,000,000	774,457,500	
	地方債証券	2 兵庫県公債30年	100,000,000	110,437,300	
	特殊債券	3 大阪府住宅供給	100,000,000	100,027,300	
	社債券	2 ヒューリック	100,000,000	100,452,300	
	社債券	5 森ビル	100,000,000	102,181,800	
	社債券	9 森ビル	100,000,000	101,402,600	
	社債券	36 住友化学	100,000,000	105,274,400	
	社債券	6 日本ゼオン	100,000,000	100,873,300	
	社債券	3 森精機製作所	200,000,000	200,574,200	
	社債券	31 富士通	100,000,000	100,411,700	
	社債券	10 セイコーエプソン	100,000,000	99,890,500	
	社債券	32 川崎重工業	200,000,000	204,644,800	
	社債券	3-1 住友生命第3	100,000,000	100,858,800	
	社債券	1フコク生命2011基金	100,000,000	101,128,000	
	社債券	1-B 明治安田2012	100,000,000	100,860,000	
	社債券	1 明治安田2013基	100,000,000	100,890,000	
	社債券	12 トヨタ自動車	200,000,000	200,524,200	
	社債券	5 ドン・キホーテ	200,000,000	204,814,800	
	社債券	70 伊藤忠商事	100,000,000	99,571,500	
	社債券	91 丸紅	100,000,000	100,382,600	
	社債券	61 三井物産	100,000,000	105,055,000	
	社債券	77 三菱商事	200,000,000	201,932,800	
	社債券	18 丸井グループ	100,000,000	102,096,300	
	社債券	41 クレディセゾン	100,000,000	101,672,500	
	社債券	4 ほくほくファイナンFR	200,000,000	206,426,000	
	社債券	5 東京センチュリーリース	100,000,000	100,141,400	
	社債券	18 ホンダファイナンス	100,000,000	100,807,900	
	社債券	2 東日本BK劣後FR	200,000,000	203,730,000	
	社債券	62 アコム	100,000,000	101,378,600	
	社債券	64 アコム	100,000,000	100,582,500	
	社債券	150 オリックス	200,000,000	203,598,600	
	社債券	22 三菱UFJリース	100,000,000	99,981,900	
	社債券	2-1 財政マスター特定	200,000,000	212,217,200	
	社債券	2あいおいニッセイ劣FR	200,000,000	200,874,000	
	社債券	3 NECキャピタルソリューシ	100,000,000	100,286,500	
	社債券	103 三菱地所	200,000,000	201,510,400	
	社債券	17 東急不動産	100,000,000	101,588,200	
	社債券	84 住友不動産	100,000,000	99,958,300	
	社債券	5 東日本旅客鉄道	200,000,000	220,104,400	
	社債券	44 阪急阪神HLDG	100,000,000	100,349,100	
	社債券	492 中部電力	100,000,000	104,952,800	
	社債券	486 関西電力	200,000,000	200,565,800	
	社債券	466 東北電力	100,000,000	100,576,700	
	社債券	417 九州電力	200,000,000	200,206,000	
	社債券	22 大阪瓦斯	100,000,000	104,813,900	
	合計	59銘柄	13,850,000,000	14,367,994,400	

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

(平成25年12月末現在)

大和住銀DC日本債券ファンド

資産総額	219,201,982 円
負債総額	1,222,496 円
純資産総額 (-)	217,979,486 円
発行済数量	209,399,577 口
1単位当り純資産額 (/)	1.0410 円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>
(平成25年12月末現在)

年金日本債券マザーファンド

資産総額	14,492,223,723 円
負債総額	106,216,447 円
純資産総額 (-)	14,386,007,276 円
発行済数量	12,846,399,868 口
1単位当り純資産額 (/)	1.1198 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者集会

開催しません。

4 受益者に対する特典

ありません。

5 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権

で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

9 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（平成25年12月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

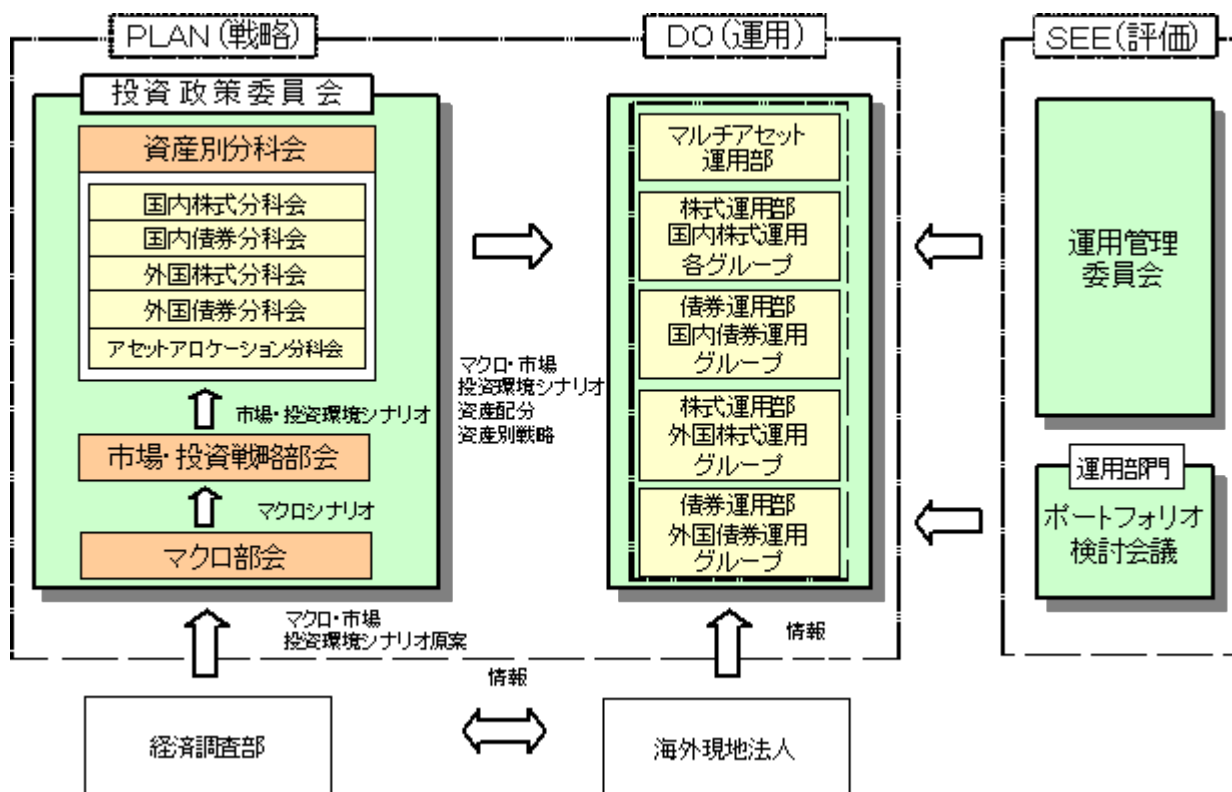
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、182本であり、その純資産総額は、約2,736,082百万円です（なお、親投資信託56本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	7	139,029百万円
追加型株式投資信託	174	2,594,516百万円
単位型公社債投資信託	1	2,536百万円
合計	182	2,736,082百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表及び、第42期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,886,867	17,579,316
前払費用	176,593	156,563
未収委託者報酬	2,348,724	2,378,328
未収運用受託報酬	830,844	799,736
未収収益	24,384	21,990
繰延税金資産	485,508	473,110
その他	5,956	3,144
流動資産計	19,758,878	21,412,190
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 225,511	183,873
器具備品	1 60,686	87,233
土地	710	710
リース資産	1 7,309	8,895
有形固定資産計	294,217	280,711
無形固定資産		
ソフトウェア	389,329	261,979
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	402,036	274,685
投資その他の資産		
投資有価証券	4,950,199	5,125,836
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	2,534	1,904
長期差入保証金	741,014	509,430
出資金	157,660	132,660
繰延税金資産	543,639	548,043
その他	2,403	1,716
貸倒引当金	70,650	70,650
投資その他の資産計	7,496,574	7,418,714
固定資産計	8,192,828	7,974,112
資産合計	27,951,706	29,386,302

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,841	3,396
未払金	222,814	165,892
未払手数料	1,094,446	1,113,859
未払費用	1,010,635	1,127,749
未払法人税等	1,570,446	939,336
賞与引当金	874,000	880,000
役員賞与引当金	79,100	73,000
その他	18,977	20,203
流動負債計	4,873,261	4,323,437
固定負債		
リース債務	4,833	5,944
退職給付引当金	1,139,061	1,268,146
役員退職慰労引当金	144,730	148,470
固定負債計	1,288,624	1,422,561
負債合計	6,161,886	5,745,998

(単位：千円)

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	18,204,076	19,981,120

利益剰余金合計	19,647,807	21,424,851
株主資本合計	21,804,076	23,581,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,256	59,183
評価・換算差額等合計	14,256	59,183
純資産合計	21,789,820	23,640,304
負債純資産合計	27,951,706	29,386,302

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	第40期		第41期	
	（ 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 ）		（ 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）	
営業収益				
運用受託報酬		3,091,311		2,960,778
委託者報酬		27,285,403		27,854,931
その他営業収益		131,340		90,710
営業収益計		30,508,054		30,906,420
営業費用				
支払手数料		12,829,874		13,056,993
広告宣伝費		131,967		175,532
公告費		2,247		1,059
調査費				
調査費		1,103,744		1,114,992
委託調査費		3,541,508		4,000,398
委託計算費		122,453		131,444
営業雑経費				
通信費		29,616		31,982
印刷費		350,466		404,102
協会費		23,131		27,397
諸会費		3,166		4,830
その他		29,989		30,634
営業費用計		18,168,165		18,979,368
一般管理費				
給料				
役員報酬		197,010		201,630
給料・手当		2,831,165		2,883,776
賞与		44,371		55,582
退職金		844		4,450
福利厚生費		544,128		559,967
交際費		19,828		22,159
旅費交通費		151,573		146,403
租税公課		74,062		72,111
不動産賃借料		841,453		726,878
退職給付費用		206,629		213,305
固定資産減価償却費		96,356		79,314
賞与引当金繰入額		874,000		873,819

役員退職慰労引当金繰入額	38,080	38,530
役員賞与引当金繰入額	79,100	67,700
諸経費	255,488	255,296
一般管理費計	6,254,092	6,200,926
営業利益	6,085,796	5,726,125
営業外収益		
受取配当金	149,045	25,045
受取利息	3,732	3,232
投資有価証券売却益	-	33,455
為替差益	-	2,945
その他	11,769	11,668
営業外収益計	164,547	76,346
営業外費用		
投資有価証券売却損	4,016	-
為替差損	2,424	-
その他	957	55
営業外費用計	7,398	55
経常利益	6,242,945	5,802,417
特別利益		
投資有価証券売却益	-	42,767
特別利益計	-	42,767
特別損失		
投資有価証券評価損	50,687	-
投資有価証券売却損	1	111,382
その他	5,375	4,583
特別損失計	56,063	115,965
税引前当期純利益	6,186,881	5,729,219
法人税、住民税及び事業税	2,653,180	2,213,779
法人税等調整額	4,043	32,604
法人税等合計	2,657,223	2,181,175
当期純利益	3,529,657	3,548,044

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第40期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第41期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
当期首残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	16,098,918	18,204,076
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044

当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	18,204,076	19,981,120
利益剰余金合計		
当期首残高	17,542,649	19,647,807
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044
当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	19,647,807	21,424,851
株主資本合計		
当期首残高	19,698,918	21,804,076
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044
当期変動額合計	2,105,157	1,777,044
当期末残高	21,804,076	23,581,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,129	14,256
当期変動額		
株主資本以外の項目	20,873	73,440
の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	20,873	73,440
当期末残高	14,256	59,183
評価・換算差額等合計		
当期首残高	35,129	14,256
当期変動額		
株主資本以外の項目	20,873	73,440
の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	20,873	73,440
当期末残高	14,256	59,183
純資産合計		
当期首残高	19,663,789	21,789,820
当期変動額		
剰余金の配当	1,424,500	1,771,000
当期純利益	3,529,657	3,548,044

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,873	73,440
当期変動額合計	2,126,030	1,850,484
当期末残高	21,789,820	23,640,304

[次へ](#)

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>建物</td><td>15～30年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr></table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	15～30年	器具備品	4～15年
建物	15～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

会計方針の変更等

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ2,523千円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 （平成24年3月31日）		第41期 （平成25年3月31日）	
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	315,276千円	建物	354,743千円
器具備品	273,481千円	器具備品	307,425千円
リース資産	3,712千円	リース資産	7,382千円
2.保証債務		2.保証債務	
被保証者	従業員	被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン
金額	19,359千円	金額	15,346千円

（損益計算書関係）

関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	第40期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第41期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1.投資有価証券売却損	- 千円	111,382千円

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,771,000	利益 剰余金	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,771,000	460	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の第41回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,545,850	利益 剰余金	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	第40期(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	3,939	884
合計	4,823	3,939	884

(単位：千円)

	第41期(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4,823	4,823	-
合計	4,823	4,823	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	第40期(平成24年3月31日)	第41期(平成25年3月31日)
1年内	961	-
1年超	-	-
合計	961	-

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	1,070	981
減価償却費相当額	964	884
支払利息相当額	62	20

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回

収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第40期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,886,867	15,886,867	-
(2) 未収委託者報酬	2,348,724	2,348,724	-
(3) 未収運用受託報酬	830,844	830,844	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	4,711,863	4,711,863	-
資産計	23,778,298	23,778,298	-
(1) 未払手数料	1,094,446	1,094,446	-
(2) 未払費用（*1）	823,266	823,266	-
負債計	1,917,712	1,917,712	-

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	17,579,316	17,579,316	-
(2) 未収委託者報酬	2,378,328	2,378,328	-
(3) 未収運用受託報酬	799,736	799,736	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,074,700	5,074,700	-
資産計	25,832,081	25,832,081	-
(1) 未払手数料	1,113,859	1,113,859	-
(2) 未払費用（*1）	853,268	853,268	-
負債計	1,967,127	1,967,127	-

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第40期（平成24年3月31日）	第41期（平成25年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	238,335	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774	1,169,774
(3) 長期差入保証金	741,014	509,430

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については
2. (4) 投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第40期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	15,886,867	-	-	-
未収委託者報酬	2,348,724	-	-	-
未収運用受託報酬	830,844	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,067,561	4,004	-
合計	19,066,435	1,067,561	4,004	-

第41期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金・預金	17,579,316	-	-	-
未収委託者報酬	2,378,328	-	-	-
未収運用受託報酬	799,736	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券	-	1,106,722	4,006	-
合計	20,757,380	1,106,722	4,006	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第40期（平成24年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第41期（平成25年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期（平成24年3月31日）

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,256,023	3,234,000	22,023
小計	3,256,023	3,234,000	22,023
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,455,840	1,500,000	44,160
小計	1,455,840	1,500,000	44,160
合計	4,711,863	4,734,000	22,136

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 238,335千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、非上場株式のうち一部を当期において減損処理を行い、投資有価証券評価損50,687千円を計上しております。

第41期(平成25年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,683,580	3,582,800	100,780
小計	3,683,580	3,582,800	100,780
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,391,120	1,400,000	8,880
小計	1,391,120	1,400,000	8,880
合計	5,074,700	4,982,800	91,900

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第40期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	23,383	-	4,016

第41期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	953,041	76,223	111,382

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区分	第40期(平成24年3月31日)	第41期(平成25年3月31日)
退職給付引当金	1,139,061	1,268,146

(注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区分	第40期	第41期
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	151,221	156,423
確定拠出年金掛金	55,408	56,882
合計	206,629	213,305

(注) 退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第40期	第41期
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
繰延税金資産		
(1) 流動資産		
未払事業税	111,121	78,096
賞与引当金	332,120	334,400
社会保険料	29,079	33,579
未払事業所税	5,098	5,144
その他	8,088	21,890
繰延税金資産合計	485,508	473,110
(2) 固定資産		
退職給付引当金	408,872	454,741
投資有価証券	53,733	2,469
ゴルフ会員権	32,333	32,333
役員退職慰労引当金	54,186	55,431
その他有価証券評価差額金	7,880	-
その他	72,699	70,587
繰延税金資産小計	629,709	615,562
評価性引当額	86,067	34,803
繰延税金資産合計	543,639	580,759
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	32,716
繰延税金負債合計	-	32,716
繰延税金資産の純額	1,029,147	1,021,153

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第40期 (平成24年3月31日)	第41期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7 "	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0 "	-
過年度法人税等	0.8 "	-
評価性引当額	0.3 "	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6 "	-
その他	0.1 "	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%	-

(注) 第41期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,285,403	3,091,311	131,340	30,508,054

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

第41期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,854,931	2,960,778	90,710	30,906,420

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第40期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 ¹	3,883,039	未払 手数料	448,037
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 ¹	2,570,671	未払 手数料	193,755

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第41期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 1	5,028,224	未払 手数料	536,727
その他 の関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	-	当社投 資信託 に係る 事務代 行の委 託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払 1	2,621,684	未払 手数料	250,310

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	5,659円69銭	6,140円34銭
1株当たり当期純利益金額	916円79銭	921円57銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第40期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第41期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	3,529,657	3,548,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,529,657	3,548,044
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		15,184,871
前払費用		156,053
未収委託者報酬		2,376,045
未収運用受託報酬		1,194,081
未収収益		18,869
繰延税金資産		319,417
流動資産計		19,249,338
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	176,927
器具備品	1	81,959
土地		710
リース資産	1	7,017
有形固定資産計		266,615
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		5,125,445
関係会社株式		1,169,774
従業員長期貸付金		1,589
長期差入保証金		510,623
出資金		132,660
繰延税金資産		562,442
その他		1,373
貸倒引当金		70,650
投資その他の資産計		7,433,257
固定資産計		7,930,602
資産合計		27,179,940

負債の部		
流動負債		
リース債務		2,738
未払金	2	166,330
未払手数料		1,086,631
未払費用		971,250
未払法人税等		1,011,574
前受収益		68,511
賞与引当金		540,400
役員賞与引当金		41,100
その他		21,630
流動負債計		<u>3,910,166</u>
固定負債		
リース債務		4,630
退職給付引当金		1,310,949
役員退職慰労引当金		96,955
固定負債計		<u>1,412,534</u>
負債合計		<u>5,322,700</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		<u>156,268</u>
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		18,226,859
利益剰余金合計		<u>19,670,591</u>
株主資本合計		<u>21,826,859</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		30,380
評価・換算差額等合計		<u>30,380</u>
純資産合計		<u>21,857,240</u>
負債純資産合計		<u>27,179,940</u>

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		13,966,220
運用受託報酬		1,706,500
その他営業収益		39,685
営業収益計		15,712,406
営業費用		9,605,765
一般管理費	1	3,217,253
営業利益		2,889,387
営業外収益		
受取配当金		28,747
受取利息		1,486
投資有価証券売却益		541
為替差益		1,505
雑収入		1,022
営業外収益計		33,303
営業外費用		
投資有価証券売却損		794
営業外費用計		794
経常利益		2,921,897
税引前中間純利益		2,921,897
法人税、住民税及び事業税		976,425
法人税等調整額		153,881
法人税等合計		1,130,307
中間純利益		1,791,589

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	156,268
資本剰余金合計	
当期首残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	156,268
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	343,731
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,100,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	19,981,120
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,545,850
中間純利益	1,791,589
当中間期変動額合計	1,754,260
当中間期末残高	18,226,859
利益剰余金合計	
当期首残高	21,424,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,545,850

中間純利益	1,791,589
当中間期変動額合計	1,754,260
当中間期末残高	19,670,591
株主資本合計	
当期首残高	23,581,120
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,545,850
中間純利益	1,791,589
当中間期変動額合計	1,754,260
当中間期末残高	21,826,859
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	59,183
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	28,803
当中間期変動額合計	28,803
当中間期末残高	30,380
評価・換算差額等合計	
当期首残高	59,183
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	28,803
当中間期変動額合計	28,803
当中間期末残高	30,380
純資産合計	
当期首残高	23,640,304
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,545,850
中間純利益	1,791,589
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	28,803
当中間期変動額合計	1,783,064
当中間期末残高	21,857,240

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1)子会社株式 …総平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの…総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物6年～30年、器具備品3年～16年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金</p> <p>従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金</p> <p>役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）	
1.有形固定資産の減価償却累計額	706,366千円
2.消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	
3.保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	13,317千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）		
1.減価償却実施額	有形固定資産	36,815千円
	無形固定資産	69,149千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）					
1.発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2.配当に関する事項					
配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,184,871	15,184,871	-
(2) 未収委託者報酬	2,376,045	2,376,045	-
(3) 未収運用受託報酬	1,194,081	1,194,081	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	5,074,310	5,074,310	-
資産計	23,829,307	23,829,307	-
(1) 未払手数料	1,086,631	1,086,631	-
(2) 未払費用 1	765,300	765,300	-
負債計	1,851,931	1,851,931	-

（ 1 ） 金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料及び（2）未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	1,169,774
(3) 長期差入保証金	510,623

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託の受益証券	3,717,848	3,624,800	93,048
小計	3,717,848	3,624,800	93,048
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託の受益証券	1,356,461	1,401,000	44,538
小計	1,356,461	1,401,000	44,538
合計	5,074,310	5,025,800	48,509

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1.サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	13,966,220	1,706,500	39,685	15,712,406

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	5,677円21銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,857,240
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,857,240
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

項目	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	465円35銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,791,589
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,791,589
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年9月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2) 販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
- (11) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月27日

大和住銀投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC日本債券ファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC日本債券ファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)